イ　共同担保を構成する物件の実質売却価額の合計額が確定更生担保権額の合計額を下回る場合

実質売却価額の合計額が、確定更生担保権額の合計額を下回った場合において、実質売却価額が当該物件にかかる確定更生担保権額を上回った共同担保物件があるときは、各共同担保物件の実質売却価額のうち確定更生担保権額を上回った超過相当部分（本節第２・２⑶④の定期預金を含む。以下同じ。）をもって、他の共同担保物件の更生担保権額（仮払いされていない部分に限る。）を弁済した上で、本節第２・２⑴①ウの定めを適用する。この場合において、「実質売却価額」とあるのは「共同担保を構成する物件の実質売却価額の合計額」と、「確定更生担保権額」とあるのは「確定更生担保権額の合計額」と、「不足相当部分」とあるのは「共同担保を構成する物件の実質売却価額の合計額が確定更生担保権額の合計額を下回った場合における、更生担保権のうちその差額に相当する部分」と読み替えるものとする。また、上記差額に相当する部分に関する免除の効力は最終弁済日に発生するものとし、株式による代物弁済を行う必要がある場合は、裁判所の許可を得た上で、最終弁済日までにこれを行う。

ウ　仮払額について

上記ア及びイのいずれの場合においても、既になされていた本節第２・２⑶①の仮払額は、最終弁済日における確定更生担保権額の弁済とみなす。

④　預金質権の設定

ア　本節第２・２⑶①において、実質売却価額が確定更生担保権額を上回った場合は、管財人は、確定更生担保権の最終弁済までの間、超過相当部分と同額の預金を行い（ただし、下記㋐又は㋑のいずれか少ない額を上限額とする。）、当該物件に設定されていた担保権に対する担保の変換として、別表21の「新しい債権額」欄に記載された債権額の合計額を被担保債権として、当該預金の元金に、当該更生担保権を有するものを権利者とする質権を設定する。

ただし、担保変換のための預金は定期預金とし、その利息金は、約定支払日に管財人が支払いを受けるものとし、担保変換のための預金の満期が到来したときは、その元金をもって当該預金を更新する。

㋐　当該物件にかかる担保権の極度額若しくは設定額から当該物件の仮払い額を差し引いた額

㋑　被担保債権額から下記ⅰ）及びⅱ）を差し引いた額

ⅰ）当該物件の仮払い額

ⅱ）既になされた他の共同担保物件の仮払い額及び定期預金の合計額

イ　上記アの超過相当部分のうち、上限額を超える部分は更生会社が取得する。

第３　譲渡担保にかかる更生担保権の権利の変更と弁済方法

１　確定債権

確定した更生担保権のうち、譲渡担保にかかる更生担保権の債権者数及び金額は以下のとおりである。債権者別の内訳は、別表８「更生担保権弁済計画表（譲渡担保）」のとおりである。

債権者数	確定更生担保権額
１名	（合計）　580,016,000円

２　権利の変更及び弁済方法

別表８「更生担保権弁済計画表（譲渡担保）」記載の確定更生担保権については、確定更生担保権額全額を、平成25年から平成28年まで、毎年８月末日限り、４回に分割して弁済する。

分割弁済額は、第１回目については、確定更生担保権額の10％相当額、第２回目については、確定更生担保権額の20％相当額、第３回目及び第４回目については、確定更生担保権額の各35％相当額とする。

第４　リースにかかる更生担保権の権利の変更と弁済方法

１　確定債権

確定した更生担保権のうち、リースにかかる更生担保権の債権者数及び金額は以下のとおりである。債権者別の内訳は、別表９「更生担保権弁済計画表（リース）」のとおりである。

債権者数	確定更生担保権額
３名	（合計）　21,324,780円

２　権利の変更及び弁済方法

別表９「更生担保権弁済計画表（リース）」記載の確定更生担保権については、確定更生担保権額全額を、平成25年から平成28年まで、毎年８月末日限り、４回に分割して弁済する。

分割弁済額は、第１回目については、確定更生担保権額の10％相当額、第２回目については、確定更生担保権額の20％相当額、第３回目及び第４回目については、確定更生担保権額の各35％相当額とする。

第５　所有権留保にかかる更生担保権の権利の変更と弁済方法

１　確定債権

確定した更生担保権のうち、所有権留保にかかる更生担保権の債権者数及び金額は以下のとおりである。債権者別の内訳は、別表10「更生担保権弁済計画表（所有権留保）」のとおりである。

債権者数	確定更生担保権額
２名	（合計）　228,753,700円

２　権利の変更及び弁済方法

別表10「更生担保権弁済計画表（所有権留保）」記載の確定更生担保権については、確定更生担保権額全額を、平成25年から平成28年まで、毎年８月末日限り、４回に分割して弁済する。

分割弁済額は、第１回目については、確定更生担保権額の10％相当額、第２回目については、確定更生担保権額の20％相当額、第３回目及び第４回目については、確定更生担保権額の各35％相当額とする。

第６　株式にかかる更生担保権の権利の変更と弁済方法

１　確定債権

確定した更生担保権のうち、株式に係る更生担保権の債権者数及び金額は以下のとおりである。債権者別の内訳は、別表11「更生担保権弁済計画表（株式）」のとおりである。

債権者数	確定更生担保権額
１名	（合計）　110,460,000円